

## 「大阪の社会福祉の歴史保存・伝承助成」申請にあたってのQ&A

Q 1 : 「大阪の社会福祉の歴史保存・伝承助成」に申請するにはどのようなものが該当しますか？

A 1 : ①社会福祉の歴史を後世にモニュメント（記念プレート、記念碑等）の制作・設置、②社会福祉にかかる歴史資料の毀損、散逸等を防ぐ取り組み、③社会福祉にかかる歴史資料の編纂に関する取り組み、④社会福祉の歴史を伝える教材パネル、DVD等の作成、⑤社会福祉の歴史を伝えるセミナー、講座等の開催など、大阪の社会福祉の歴史を後世に伝え、保存・伝承していくことを目的とした事業が対象となります。

社会福祉とは関連しない、大阪の歴史のみの保存・伝承にかかるものは、該当しません。

Q 2 : 法人のモニュメントを設置したいと思っておりますが、設置にあたって必要な事項はありますか？

A 2 : モニュメントの設置にあたっては、法人の理念や精神のみを伝えるものではなく、大阪の社会福祉の歴史が読み取れる内容が刻まれていることが必要です。

また、設置場所と実在地が異なる場合は、史実や実在地の説明を入れること（説明プレートを別途設置も可）、一般の人も見ることができる場所に設置することが必要です。

Q 3 : 大阪の社会福祉の歴史に係わる資料を保存したいと思っておりますが、どのような保存方法が該当しますか？

A 3 : 歴史資料の毀損や散逸防止を図るため、保存袋・保存箱による保存、書籍・資料のデジタル化などが該当します。

ただし、保存するためのレンタルスペースの利用にかかる賃借料、資料を単に整理するためだけに使用する備品購入費や設備・整備費は除きます。

Q 4 : 法人設立50周年を迎えるため、記念誌を発行したいと思っておりますが、該当しますか？

A 4 : 法人の記念誌は原則として該当しません。ただし、法人の歴史等のみではなく、その法人が運営する施設の分野（高齢、障がい、子どもなど）全体の歴史的要素を含んだ法人記念誌は申請可能とします。

Q 5 : 社会福祉の歴史を伝える出版物を作成したいと思っておりますが、該当しますか？

A 5 : 本助成は、出版に対する助成ではないため、販売を目的とした出版物は該当しません。

ただし、大阪の社会福祉の歴史を後世に伝えるという観点から、頒布する目的で作成された冊子等で、販売による利益が生じないものについては対象となります。